

# 電子申請・届出システム ご利用開始後のマスタ修正について

電子申請届出システムでは四半期ごとのマスタ修正を受け付けております。

マスタの反映は7月、10月、1月、4月の月初となります。

修正をご希望の自治体は、マスタ反映の前々月の末までに、利用開始時にご提出いただいたマスタ資料「01\_電子申請届出システムのご利用開始に伴う情報提供のご依頼.xlsx」に修正内容を記載の上、電子申請届出ヘルプデスクまで送付をお願いします。

送付先：

電子申請届出ヘルプデスク

[helpdesk\\_shinsei@kaigokensaku.mhlw.go.jp](mailto:helpdesk_shinsei@kaigokensaku.mhlw.go.jp)

## <反映スケジュール>

本番反映	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
7月より 反映		マスタ提出〆切 (5月末)	修正マスタの提出 ★	● → システムに反映									
10月より 反映					マスタ提出〆切 (8月末)	修正マスタの提出 ★	● → システムに反映						
1月より 反映								マスタ提出〆切 (11月末)	修正マスタの提出 ★	● → システムに反映			
4月より 反映											マスタ提出〆切 (2月末)	修正マスタの提出 ★	● → システムに反映